

## 公益目的支出計画の実施完了について

2018年8月

一般社団法人 日本商事仲裁協会

当協会は、公益法人制度改革にいち早く対応し、2009年（平成21年）4月1日をもちまして従来の民法法人としての社団法人から一般社団法人に移行しました。

一般社団法人移行時の純資産額を基礎として算定した公益目的財産額は、移行後の公益目的のための事業にのみ支出することになっており、当協会は、公益目的財産額を5ヶ年で零とする「公益目的支出計画」（その後、更に5ヶ年延長）を策定しました。

「公益目的支出計画」は、計画より1ヶ年早い9ヶ年で完了しましたので、2018年（平成30年）6月8日に「公益目的支出計画実施完了確認請求書」を提出し、同年8月9日付けで内閣府より「公益目的支出計画の実施完了の確認書」を受領しました。

これにより、一般社団法人移行に関する手続きは、すべて完了しました。